

学校いじめ防止基本方針

令和6年4月

伊達市立松陽中学校

伊達市立松陽中学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

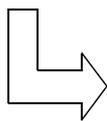
1 基本理念

- (1) いじめはどの生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることをすべての生徒が認識し、いじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを積極的に認知しながらこれを放置することがないようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法（第2条）】



「いじめ」とは『当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの』とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。 【文科省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」】

※「一定の人間関係にある者」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級、部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団、グループ等、当該児童生徒と何らかの人間関係にあるものを指す。

※「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」、「パソコンや携帯電話等での誹謗中傷」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

※「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたりすることなどを意味する。

(2) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

①組織の名称 「いじめ対策委員会」

②構成員

・生徒指導委員会（校長 教頭 生徒指導主事 日常生活指導係 養護教諭 SC）

※必要に応じて教育相談係を加える。

③組織の役割

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめ相談の体制、窓口の整備及び周知徹底
- ・いじめの未然防止、早期発見のための情報の収集と記録、情報の共有
- ・いじめの疑いや発生時の組織的な対応

(3) いじめの未然防止のための取り組み

「いじめを許さない学校づくり」に努める。

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒たちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- ①生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ②道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- ③学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- ④教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- ⑤常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- ⑥教員研修を充実させ、いじめ防止等に関する資質の向上を図る。
- ⑦保護者や地域に対し、学校基本方針及び取り組みについての理解を図る。

(4) いじめの早期発見のための取り組み

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

①生徒の声に耳を傾ける。

・アンケート調査、生活ノート、教育相談、養護教諭・SCとの連携等

②生徒の行動を注視する。

・日常観察、QUテストの実施・活用等

③保護者と情報を共有する。

・生活ノート、電話・家庭訪問、PTAの会議等

④地域と日常的に連携する。

・地域行事への参加、関係機関との情報共有等

(5) いじめに対する措置

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

①いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。

②学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。

③事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。

④いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。

⑤いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめられた生徒の心情を理解し、行動の変容につなげる。

⑥法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。

⑦いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

(6) 年間計画

月	生徒指導計画	面談・実態調査の実施計画	校内研修計画	いじめ防止のための会議等	評価計画
4	全校・学年集会 基本的な生活習慣の確立		校内研修 未然防止と早期発見	第1回生徒指導全体協議会 いじめ対策委員会	計画・目標の提示
5		第1回いじめ・学校生活に関するアンケート			
6					QU検査①
7	全校・学年集会 1学期の反省と夏休みの過ごし方	第2回いじめ・学校生活に関するアンケート	P T A教育講演会		
8					
9		第3回いじめ・学校生活に関するアンケート		第2回生徒指導全体協議会 いじめ対策委員会	
10		第4回いじめ・学校生活に関するアンケート	校内研修 いじめの対応		
11		教育相談			QU検査②
12	全校・学年集会 2学期の反省と冬休みの過ごし方				学校評価
1					評価集約と報告
2		第5回いじめ・学校生活に関するアンケート			
3	全校・学年集会 学年のまとめと次年度に向けての準備				次年度の計画・目標の作成

(7) 評価と改善

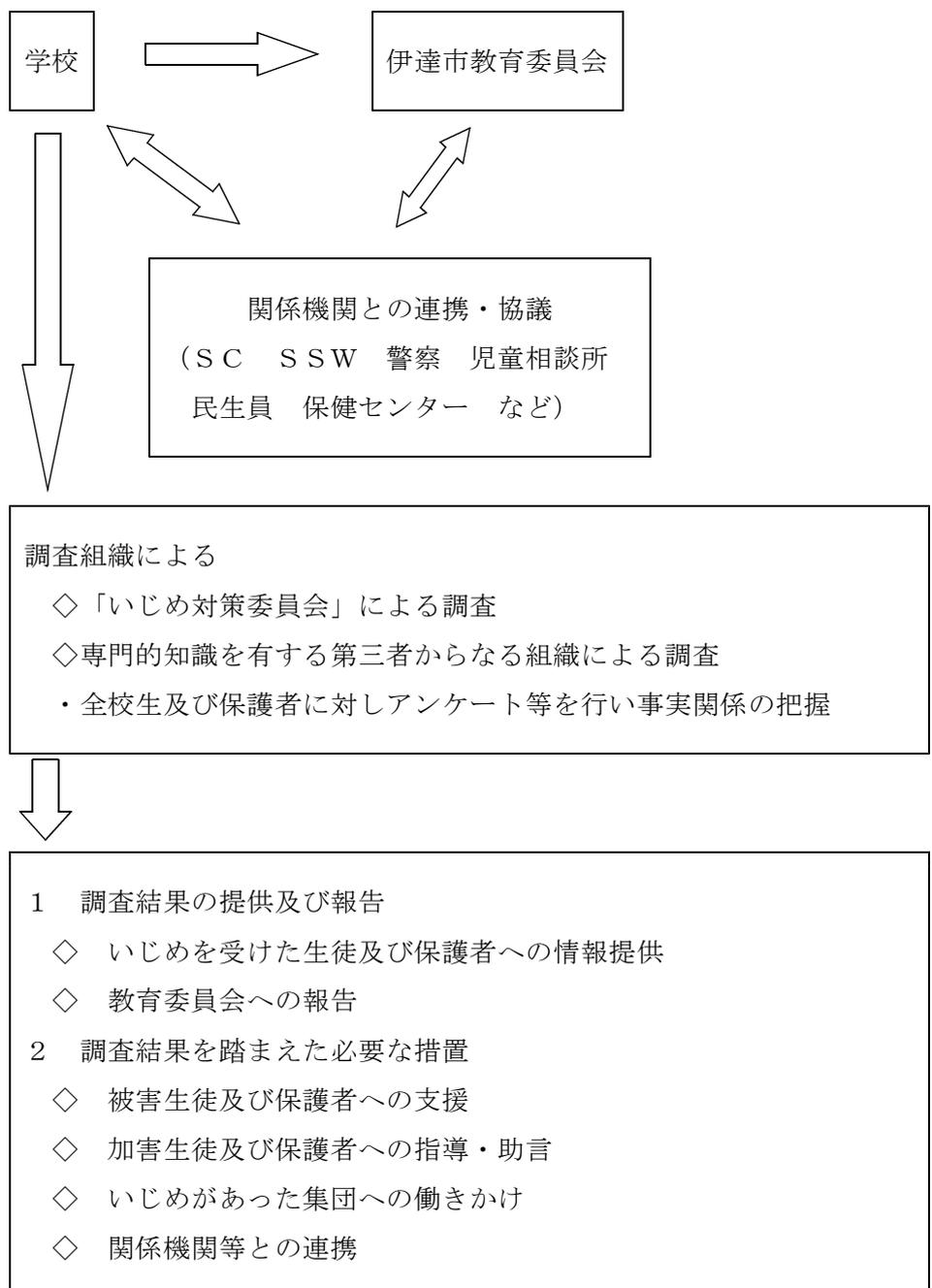
- ①学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取り組みについての評価を行う。評価方法は職員、生徒、保護者によるアンケートとする。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。

(8) 重大事態への対応

①重大事態とは

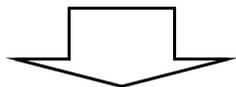
- ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

②重大事態への対応



「いじめとは」

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。



自分は「いじめていない」と思っているも、
相手が「嫌だ」、「いじめだ」と思ったら
「いじめ」ということです。

【絶対に使ってはいけない言葉】
「死ね」「うざい」「消えろ」など

